

日 薬 業 発 第 97 号
令和 8 年 6 月 9 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 渡 邊 大 記

「熱中症になった時は個別評価型病者用食品 経口補水液」リーフレットの
周知及びご活用について（ご依頼）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 理事長、特別用途食品制度の活用に関する研究会 座長より、別添のとおり、経口補水液に関するリーフレットの周知及び活用依頼がございましたのでお知らせいたします。

本リーフレットは、熱中症の対処に有用な経口補水液の適切な使用方法に関するもので、一般生活者に向けた「適切な使い方」がまとめられております。

つきましては、会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>

- 「熱中症になった時は個別評価型病者用食品 経口補水液」リーフレットの周知及びご活用について（ご依頼）（日本健康・栄養食品協会理事長、特別用途食品制度の活用に関する研究会座長）

○「熱中症になった時は個別評価型病者用食品 経口補水液」リーフレット（日本健康・栄養食品協会）

<https://www.jhnfa.org/tokubetsu-panfu.html>

2026 年 6 月 2 日

公益社団法人 日本薬剤師会
会 長 岩月 進 様

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 理事長
兼 特別用途食品制度の活用に関する研究会 座長
矢島 鉄也

「熱中症になった時は個別評価型病者用食品 経口補水液」リーフレットの周知及び
ご活用について（ご依頼）

平素より当協会活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国民の熱中症対処の一助となることを目標に、当協会が主催する特別用途食品制度の活用に関する研究会において、熱中症の対処に有用な経口補水液の適切な使用方法に関するリーフレット「熱中症になった時は個別評価型病者用食品 経口補水液」を作成しました。作成にあたって貴会よりアドバイスいただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。

本リーフレット公開に当たり、4 月 21 日に厚生労働記者会において記者会見を行いました。会見では、救急医療の専門家である日本医科大学付属病院高度救命救急センター横堀将司センター部長にも同席いただき、一般生活者に向けた「適切な使い方」をまとめたリーフレットとして解説いただいたところです。また「熱中症による脱水に適する経口補水液」と食品表示できるのは、消費者庁の許可を得た「特別用途食品（個別評価型病者用食品）」のみであることもご説明し、複数のメディアに取り上げていただいたところです。

この度、当協会ウェブサイト下記のとおりリーフレットダウンロードリンクを掲載いたしました。暑さが本格化するこの時期に、熱中症対処に関する正しい知識の普及のため、貴会ご所属の専門家の皆様に本リーフレットをご活用いただきたく、ぜひご紹介いただけますようお願い申し上げます。

記

「熱中症になった時は個別評価型病者用食品 経口補水液」
リーフレットダウンロードリンク
<https://www.jhnfa.org/tokubetsu-panfu.html>
または次の 2 次元コードを読み込んでください。

